



2025年4月2日

各 位

会 社 名 株式会社Eストアー
代表者名 代表取締役COO社長 柳田 要一
(コード: 4304 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 津田 哲也
電話番号 03-6434-0978

株式会社 JG27 による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動のお知らせ

株式会社 JG27 (以下「公開買付者」といいます。) が 2025 年 3 月 4 日から実施しておりました当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) が 2025 年 4 月 1 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 4 月 8 日 (本公開買付けの決済の開始日) をもって、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社Eストアー (証券コード4304) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 4 月 8 日 (本公開買付けの決済の開始日)

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 2,789,317 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限 (1,709,900 株) 以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 4 月 8 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 50% 超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である株式会社 JG26 (以下「公開買付者親会社」といいます。) 及び公開買付者親会社の親会社である J-GIA 2 号投資事業有限責任組合についても、当社株式を間接的に所有することになるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった株式会社ユニコム (以下「ユニコム」といいます。) は、本公開買付けの決済が行われた場合には、公開買付者が新たに当社の筆頭株主に該当することとなるため、2025 年 4 月 8 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、当社の筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主等の概要

- ① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社 JG27
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 加地 倫文
(4) 事 業 内 容	当社及び株式会社コマースニジュウイチ（以下「コマース 21」といいます。）の株券等を取得及び所有し、当社及びコマース 21の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	10,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2024 年 12 月 24 日
(7) 大株主及び持分比率	株式会社 JG26 100%
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

② 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社 JG26
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 加地 倫文
(4) 事 業 内 容	株式会社 JG27 の株券等を取得及び所有し、株式会社 JG27 の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資 本 金	10,000 円 (2025 年 4 月 2 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2024 年 12 月 4 日
(7) 大株主及び持分比率	J-GIA 2 号投資事業有限責任組合 100%
(8) 当社との関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

③ 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	J-GIA 2 号投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 業務執行組合員の概要	名 称	J-GIA 2 号 GP 投資事業有限責任組合
	所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	無限責任組合員 日本成長投資アライアンス株式会社 代表取締役 立野 公一
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
	出 資 の 額	34,816,800,000 円
(5) 当社との関係		
当社と当該者の間の出資の状況	該当事項はありません。	
当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。	

④ 筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社ユニコム
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番1号 (当社所在地)
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石村賢一
(4) 事 業 内 容	投資業

(5) 資本金	10,000 千円
(6) 設立年月日	1998年3月23日
(7) 大株主及び持分比率	石村賢一 100%
(8) 当社との関係	
資本関係	ユニコムは、本日現在、当社株式 1,801,000 株（所有割合（注）：34.20%）を所有しています。
人的関係	当社の代表取締役である石村賢一氏（以下「石村氏」といいます。）が、ユニコムの代表取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	ユニコムは、本日現在、当社の主要株主であり、また、当社の代表取締役である石村氏が議決権の全部を所有しているため、当社の関連当事者に該当します。

（注）「所有割合」とは、当社が2025年2月14日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数（6,131,780株）から、当社決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（865,415株）を控除した株式数（5,266,365株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① 株式会社 JG27

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注））			大株主 順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	27,893 個 (52.97%)	—	27,893 個 (52.97%)	第1位

（注）「議決権所有割合」は、当社決算短信に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数（6,131,780株）から、当社決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（865,415株）を控除した株式数（5,266,365株）に係る議決権の数（52,663個）を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

② 株式会社 JG26

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注））			大株主 順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	27,893 個 (52.97%)	27,893 個 (52.97%)	—

③ J-GIA 2号投資事業有限責任組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注））			大株主 順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	27,893 個 (52.97%)	27,893 個 (52.97%)	—

④ 株式会社ユニコム

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注））			大株主 順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	18,010 個 (34.20%)	—	18,010 個 (34.20%)	第1位

異動後	主要株主	18,010 個 (34.20%)	—	18,010 個 (34.20%)	第2位
-----	------	----------------------	---	----------------------	-----

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者、株式会社 JG26 及び J-GIA 2 号投資事業有限責任組合は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けによって当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及びユニコムが所有する当社株式の全てを除きます。）を取得することができなかったことから、今後、当社が 2025 年 3 月 3 日付で公表した「株式会社 JG27 による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者及びユニコムのみとするための一連の手續を実施することを予定しているとのことです。

当該手續が実施される場合、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手續及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(添付資料)

2025年4月2日付「株式会社Eストアー（証券コード4304）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各位

会社名 株式会社 JG27
 代表者名 代表取締役 加地 倫文

株式会社E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 JG27（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年3月3日、株式会社E ストアー（証券コード 4304、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式（注）を除きます。）を取得することにより、最終的に対象者株式を非公開化するための一連の取引の一環として、対象者株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年3月4日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年4月1日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

（注） 公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、株式会社ワンド（対象者の代表取締役である石村賢一氏（以下「石村氏」といいます。）が保有する資産管理会社）、石村氏及び株式会社ユニコム（石村氏が保有する資産管理会社、以下「ユニコム」といいます。）との間で、公開買付応募・不応募契約を締結しており、その中で、ユニコムが所有する対象者株式の全て（1,801,000株）（以下「不応募対象株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと等を合意しております。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社 JG27
 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

（2）対象者の名称

株式会社E ストアー

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,465,365株	1,709,900株	—

（注1） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,709,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,709,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である、3,465,365株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が2025年2月14日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日

現在の発行済株式総数（6,131,780株）から、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（865,415株）を控除した株式数（5,266,365株、以下「本基準株式数」といいます。）から、不応募対象株式（1,801,000株）を控除した株式数です。

（注3） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は関係法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年3月4日（火曜日）から2025年4月1日（火曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、2025年4月15日（火曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

（6）買付け等の価格

普通株式 1株につき金1,953円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,709,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（2,789,317株）が買付予定数の下限（1,709,900株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年4月2日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,789,317株	2,789,317株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	2,789,317株	2,789,317株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	21,050 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.97%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	27,893 個	(買付け等後における株券等所有割合 52.97%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	18,010 個	(買付け等後における株券等所有割合 34.20%)
対象者の総株主等の議決権の数	52,622 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年11月14日に提出した第27期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(5,266,365株)に係る議決権の数(52,663)個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
2025年4月8日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2025年3月3日に公表した「株式会社JG27による株式会社Eストアー(証券コード4304)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。)を取得し、対象者の株主を公開買付者及びユニコムのみとするための手続の実施を企図しているため、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき

対象者株式につき株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、対象者に要請する予定です。

対象者株式は、現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本株式併合が実行される場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 JG27

（東京都港区虎ノ門一丁目3番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上